

第 50 回東北総合体育大会宿泊要項

1 総 則

- (1) この要項の適用対象は、令和 5 年度特別国民体育大会東北ブロック大会兼第 50 回東北総合体育大会に参加する選手、監督、役員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）とする。
- (2) 第 50 回東北総合体育大会岩手県実行委員会事務局（以下「県事務局」という。）は、この要項を競技団体及び開催市町または会場地実行委員会に示すとともに、相互の連絡にあたる。
- (3) 県事務局は、宿泊手配等業務担当業者（以下「担当業者」という。）と連絡調整の上、大会参加者の宿舍の選定や割当等の業務にあたる。
- (4) 宿舍に関する紛議が生じた場合は、県事務局と担当業者が調整斡旋にあたる。

2 宿泊割当の基本方針

- (1) 選手、監督及び役員の宿泊は、原則として開催市町内に定めるものとする。
- (2) 大会参加者の宿泊割当にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ① 宿泊は、営業宿泊施設をもって充てるものとする。
 - ② 各県ごと同一宿舍に割当たるよう配慮するが、会場地によっては競技種目・種別毎に分けることもある。
 - ③ 一人当たりの宿泊に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。
 - ④ 指定された宿舍の変更は、原則として認めない。また、宿泊料金の設定についても変更は認めない。

3 宿泊について

- (1) 宿泊料金及び適用期間は次のとおりとする。

① 宿泊料金

選 手・監 督	S	1 泊 2 食付	11,000 円（消費税・入湯税含む）
	A	1 泊 2 食付	8,800 円（消費税・入湯税含む）
	B	1 泊 2 食付	7,700 円（消費税・入湯税含む）
上記以外の大会参加者		1 泊 2 食付	11,000 円（消費税・入湯税含む）

② 適用期間

宿泊料金の適用期間は、大会期間の 3 日前から終了後 2 日までの期間とする。
ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

- (2) 宿舍での食事の時間

宿舍での食事の時間は、原則として次のとおりとし、競技開始時間の都合等で時間外に食事を希望する場合は、宿舍と個別に折衝するものとする。

○朝食：午前 6 時 30 分から午前 9 時まで ○夕食：午後 5 時から午後 8 時まで

- (3) 宿舍における欠食控除及び追加食事料金については次のとおりとする。

- ① 欠食の取扱いは、前日の正午までに申し出た場合に限り、下表の料金を控除する。
- ② 食事の追加の取扱いは、下表の料金で当該宿舍に申し込むものとする。

(欠食及び追加食事料金表)

区 分		朝 食	夕 食	備 考
選 手・監 督	S	700 円	1,500 円	金額はいずれも消費税を含む
	A	700 円	1,500 円	
	B	700 円	1,500 円	
上記以外の大会参加者		700 円	1,500 円	

③宿舎のサービスにより提供される食事については、欠食控除の対象としない。

(4) 休憩料金

早期到着及び遅発等で休憩として部屋を使用する場合は、宿舎との個別折衝による。

(5) 宿泊料金の支払方法等

①各競技開始前の指定された期日までに、申込時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むものとする。

②各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。

(6) 入宿前に大会参加者が宿泊を取消す場合の取消料は、下表のとおりとする。

また、取消しにあたっては、各県宿泊申込責任者が直接当該宿舎及び担当業者へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊予定日が 8 月 19 日の場合	宿泊取消し料金
宿泊予定日の 4 日前まで	8 月 15 日	徴収しない
宿泊予定日の 3 日前まで 宿泊予定日の 2 日前まで	8 月 16 日 ～ 8 月 17 日	宿泊料金の 20%
宿泊予定日の前日まで	8 月 18 日	宿泊料金の 40%
宿泊予定当日	8 月 19 日	宿泊料金の 50%
旅行開始後または 無連絡不参加	8 月 19 日 ～	宿泊料金の 100%

※主会期外開催競技・種目についても同様の扱いとする。

※取消した泊数にかかわらず、1 人につき 1 泊分の取消し料金とする。

(7) 入宿後、選手・監督が競技の都合により宿泊を取消す場合の取消料は下表のとおりとする。また、取消しにあたっては、宿泊責任者が当該宿舎へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消し料金
宿泊予定日当日の正午まで	徴収しない
宿泊予定日当日の正午以降	宿泊料金の 100%

※特別な事情で宿泊取消しの申し出が宿泊予定日当日の正午を過ぎることについて、あらかじめ当該宿舎の了解を得た場合はこの限りではない。

※取消した泊数にかかわらず、1 人につき 1 泊分の取消し料金とする。

(8) 宿泊申込については、担当業者の募集型企画旅行とする。

詳細については、担当業者の募集要項で確認するものとする。

4 昼食弁当について

(1) 昼食弁当代金及び適用期間は次のとおりとする。

①昼食弁当代金

大会参加者	昼食弁当 900円（消費税含む、飲料代を含まない）
-------	---------------------------

②適用期間

昼食弁当代金の適用期間は、大会期間の3日前から終了後2日までの期間とする。
ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

(2) 昼食弁当代金の支払方法等

①各競技開始前の指定された期日までに、申込時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むものとする。

②各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。

(3) 大会参加者が、申込後に昼食弁当を取消す場合の取消料は、下表のとおりとする。

また、取消しにあたっては、各県申込責任者が直接担当業者へ速やかに連絡するものとする。

昼食弁当取消しの申出区分	昼食弁当取消し料金
昼食弁当利用日前日の正午まで	徴収しない
昼食弁当利用日前日の正午以降	昼食弁当代金の100%

(4) 昼食弁当の追加

昼食弁当の追加は、弁当利用日前日の正午まで、担当業者へ申し込むものとする。

(5) 昼食弁当の配達

昼食弁当は、あらかじめ指定した時間までに各競技会場へ配達することを原則とする。
ただし、諸般の事情により配達できない場合、担当業者は各県の監督と十分協議の上、競技に支障のないように配慮する。

5 宿泊及び昼食弁当の申込みについて

(1) 宿泊及び昼食弁当の申込みは次のとおりとする。

①各県の体育(スポーツ)協会及び競技団体は、担当業者が別に示す申込システムを利用し、必要事項を入力の上、申し込むものとする。

②各県本部役員宿泊については、主会期のみ申込システムを利用することとし、主会期外は、直接担当業者へ申し込むものとする。

(2) 申込期限

①主会期開催競技 令和5年7月20日(木)【必着】

②主会期外開催競技

第50回東北総合体育大会実施要項総則第8項の(3)②で定める申込締切日と同日

6 その他

宿舍の門限や入浴時間は、各宿舍で定める時間に従うものとする。ただし、競技の都合等により当該時間を変更したいときは、宿舍と個別に折衝するものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月23日から施行する。